



# 日本学術会議を擁護する

## 学術会議攻撃

10月1日に起きた日本学術会議会員の任命拒否事件は海外でも広く報道された。アメリカのScience誌、イギリスのNature誌といった一流の科学誌が、非情なる暗黒の政治による学問の自由への侵害だと強く非難する論説を掲げた。イギリスのRoyal Societyは、1662年にチャールズ2世の勅許条を得て創設された現存する世界最古のアカデミーであるが、その理念は、*Nullius in verba*……である。これは、「(聖書や権力者などの)権威をもって語らず、ただ証拠のみによって真実を確定する」という意味である。第12代会長のアイザック・ニュートンは、その万有引力の法則が、ガリレオの地動説のように宗教審問にかけられない「言論の自由」の時代の幸運と述べた。しかしイギリスでも『失楽園』を書いたジョン・ミルトンが生きた1660年代は、出版の自由は確立していなかった。彼は生命の安全すら保障されていなかった。だから彼は「悪しき日々と悪しき罵詈雑言のなかに沈もうとも、私は歌う。怯むことなく」と書いた。不屈の言論の自由の旗手だった。

1930年代の京大の滝川事件、東大の美濃部達吉教授の学説「天皇機関説」が不敬罪として告発され、著書が発禁処分とされた事件を思い浮かべ暗澹たる気分になる。天皇機関説事件の直後には荒木貞夫陸軍大将が文部大臣となり、帝大の総長や教授はすべて官吏であるとして天皇大権を持ち出して国家への忠誠を求めた帝大騒動があった(学術会議の任命拒否に反対するネット署名の呼びかけ人の古川貴久氏の証言、朝日新聞、11月19日朝刊)。菅首相は憲法15条を持ち出して、学術会議の会員も国家公務員であるから任命権者である首相には「全体の奉仕者」としてふさわしいかを判断する一定の裁量権があり、学術会議の推薦に基づくとされていても、全員を任命するという前例に従うべきものではないとした。総理大臣は個々の法律を飛び越して統治機構全体を支配できることになる。ヒットラー以上の独裁者になる。

菅首相は、「総合的・俯瞰的観点」があるかを判断基準としたと口走った。これは断じて許せない。この文言は、2004年法改正

当時に学術会議とその在り方を決めるとされた総合科学会議の専門調査会が相互にリスペクトし合いつつようやく合意した「在り方」に関し、国際アカデミーの方向性をも観察して抽出したものであり、菅首相が判断できるようなものではない。

## 迫り来る学術会議解体の策謀

任命拒否されたすぐれた日本史家の加藤陽子氏が言っているように、来年3月から施行される「科学技術イノベーション基本法」の対象にそれまでは除かれていた人文社会科学も含まれるとされたこと、今回の任命拒否には関係があるのかもしれない。人文社会が、2015年の下村博文文科大臣の通達から一転して計画的振興の対象とされたわけである。

しかし、人権救済と放送倫理の向上のため、NHKと日本民間放送協会によって2003年7月に設立されたBPO(放送倫理・番組向上機構)内の委員長たちによって書かれた三宅弘・小町谷育子『BPOと放送の自由—決定事例からみる人権救済と放送倫理』(日本評論社)によると、放送法の第4条にある「政治的に公平であること」などの番組編集基準による総務省の放送局に対する介入と従わない場合の行政処分が、総務大臣竹中平蔵、同副大臣菅義偉の時期と、菅総務大臣の時期に激増している。同書を踏まえて、『世界』の連載記事で神保太郎氏は、内閣府に置かれる「科学技術・イノベーション推進事務局」が中心になって進める研究開発について、大学等が振興方針に則った努力義務を負うとともに、その開発計画において「公正性」を確保する必要があるという文言が同法の施行直前に加えられたことに警鐘をならしている。菅政権は竹中氏を内閣官房参与に起用している。内閣府における菅—竹中コンビの復活である。

軍事的安全保障の研究に反対する学術会議の「提言」は、この分野の研究の肥大化によって、大学の自治や学問の自由が脆弱になることへの防波堤になろうとしたものであった。任命されていない会員候補のゼミ生にさえ向けられた知性もない凶暴な「悪しき罵詈雑言のなかに沈もうとも、学術会議は批判をつづける。怯むことなく」。

(早稲田大学名誉教授 戒能厚厚)